

# ○那須烏山市事後審査型条件付き一般競争入札実施規程

平成24年3月30日規程第15号

## 改正

令和3年3月31日規程第42号

(趣旨)

**第1条** この規程は、市が発注する建設工事における地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定に基づく条件付き一般競争入札の執行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施方式)

**第2条** 市が行う条件付き一般競争入札は、開札後に競争参加資格の審査を行った上で落札者を決定する事後審査型により行うものとする。

(対象工事)

**第3条** 条件付き一般競争入札を行う対象となる建設工事は、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が1,000万円以上のものとする。ただし、性質、目的その他特別の理由により条件付き一般競争入札に適しないと認められるものについては、この限りでない。

2 前項の規定により条件付き一般競争入札による入札を行うことの適否については、那須烏山市建設工事等請負業者選考委員会設置及び運営規程（平成17年10月那須烏山市規程第26号）により設置される建設工事等請負業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審議を経て、市長が決定するものとする。

(入札参加資格)

**第4条** 条件付き一般競争入札に参加できる者は、市の競争入札参加資格者として登録されている者で、次の各号に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 令第167条の4第1項各号に該当しない者であること。
- (2) 令第167条の4第2項各号の規定に該当する事実により市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成21年3月26日制定）に基づく栃木県による指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (4) 那須烏山市建設工事等請負業者指名停止等措置規程（平成22年3月那須烏山市規程第6号）に基づく市による指名停止の措置を現に受けていない者であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、対象工事ごとに定める要件を満たす者であること。

2 前項第5号の対象工事ごとに定める要件については、選考委員会において決定するものとする。

(入札の公告)

**第5条** 条件付き一般競争入札を行おうとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する建設工事の名称、工事箇所及び工期その他建設工事の概要
- (2) 入札に参加する者に必要な要件
- (3) 入札参加申込み等
- (4) 入札執行時期等
- (5) 契約締結時期等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札の執行に必要な事項

2 前項の規定による公告は、掲示場への掲示及び業界紙、ホームページ等への掲載により行うもの

とする。

(入札参加申請)

**第6条** 前条の規定により公告された条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）を当該公告により指定された期日までに提出しなければならない。

(開札)

**第7条** 開札は、第5条の規定により公告した日時及び場所において行うものとする。

2 入札執行者は、開札したときは、最低入札価格提示者（以下「落札候補者」という。）を決定するとともに、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い、後日において落札を決定する旨を宣言し、開札を終了するものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

**第8条** 落札候補者は、入札執行者から指示されたときは、速やかに事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書（別記様式第2号）及び入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）を提出しなければならない。

2 確認書類は、前項の規定によりその提出を指示された日から起算して2日（那須烏山市の休日に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内に持参により提出するものとする。

3 落札候補者が前項の提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は、無効とする。

(入札参加資格要件の審査及び落札者の決定等)

**第9条** 入札執行者は、前条の規定により落札候補者から確認書類の提出があったときは、第5条の規定により公告した入札参加要件に基づき、当該落札候補者が当該要件を満たしていることの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が当該要件を満たしているときは、当該落札候補者を落札者として決定するものとする。

2 前項の審査において、落札候補者が入札参加要件を満たしていないときは、当該入札の次順位の者から順次審査を行い、当該要件を満たす者が確認できるまで順次審査を行うものとする。この場合において、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加要件の審査は、行わないものとする。

3 入札参加要件の審査は、前条第2項に規定する確認書類の提出期限日から起算して3日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。

4 入札参加要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査結果調書（別記様式第3号）により取りまとめるものとする。

(落札通知書の交付等)

**第10条** 入札執行者は、落札者を決定したときは、当該落札者に対し速やかに落札通知書を交付するものとする。

2 入札執行者は、前条の規定による審査において落札候補者が入札参加要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者に対して事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件不適合通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して2日（市の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができるものとする。

(その他)

**第11条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (令和3年3月31日規程第42号)

この規程は、公布の日から施行する。